

## 伊奈町河川・下水道事業調整協議会設置要綱

### (設置)

第1条 近年、局地的な大雨が多発していることを背景に、伊奈町内の浸水被害を軽減するため、埼玉県と伊奈町が連携して河川及び下水道の整備をより効果的に実施できるように、事業間の調整を行うことを目的として、伊奈町河川・下水道事業調整協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 浸水被害の状況及び要因の把握
- (2) 浸水被害軽減に向けた連携方策の検討
- (3) 事業実施計画の調整や事業進捗の調整等
- (4) その他、協議会が必要と認めた事項

### (構成)

第3条 協議会の構成は、別表に掲げる団体をもって充てる。

### (関係職員の出席)

第4条 協議会は、検討内容について必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (事務局)

第5条 協議会の事務局は、伊奈町に置き、その庶務は、伊奈町土木課が行う。

### (情報公開)

第6条 協議会における資料及び議事の要旨については、あらかじめ出席者に確認の上、公表するものとする。

### (協議会の会議)

第7条 協議会の会議は、事務局が招集し、第2条に規定する事項を協議し決定する。

### (担当者会議)

第8条 協議会に担当者会議を置き、別表に掲げる団体をもって充てる。

- 2 担当者会議は、事務局が招集し、協議会に諮る事項を協議し、協議会において指示された事項を協議する。
- 3 担当者会議は、必要に応じて関係流域の市町村等の関係団体の出席を求めることができる。

4 担当国会議は、協議過程について、必要に応じて協議会に報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、構成団体が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月22日から施行する。

別表（第3条、第8条関係）

|        |     |       |           |
|--------|-----|-------|-----------|
| 協議会の構成 | 埼玉県 | 県土整備部 | 河川砂防課     |
|        |     |       | 総合治水事務所   |
|        |     |       | 北本県土整備事務所 |
|        |     | 下水道局  | 下水道事業課    |
|        | 伊奈町 | 上下水道課 |           |
|        |     | 生活安全課 |           |
| 土木課    |     |       |           |